

# 介護保険サービスの利用者負担割合が変更になります

介護保険の制度改正により、8月1日から介護保険の利用者負担が変更になります。現在、介護保険の利用者負担は一律で1割の負担ですが、65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得(ご本人の合計所得金額が160万円以上)のある方は、利用者負担割合が2割になります。

負担割合を記載した介護保険負担割合証は、介護認定を受けている方全員に7月中旬に送付する予定です。介護保険サービスをご利用になる時は、必ず負担割合証を事業所に提示してください。

施設サービスを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担を軽減する制度

**利用者負担限度額**  
老人福祉施設やショートステイなどを利用すると、介護費用のほかにも食費と居住費(滞在費)を負担する必要があります。この認定を受けると、所得の段階に応じた食費と居住費(滞在費)の限度額までを自己負担として支払い、残りの差額分を介護保険から施設に給付します。

対象者および利用者負担限度額については別表1および別表2を参照してください。

**認定証の更新手続き**  
この制度の認定証の有効期限は7月31日までです。認定証をお持ちの方には、更新のご案内と申請書類を送付しますので、忘れずに更新手続きを行ってください。認定の可否は、本人と世帯の所得状況によって決定します。

**適用要件の見直し**  
8月1日から、別居している(事実婚を含む)配偶者の課税状況、本人と配偶者の預貯金などの資産状況も勘案されます。申請に当たっては、配偶者の有無を申告していただくとともに、預貯金などの通帳の写しを添付していただきます。

◎現在認定証をお持ちでない方で、施設を利用中または利用を予定されている方は、別表1の要件を満たす場合は、随時受け付けていますので申請してください。

**介護保険を利用する際の負担を軽減する区の独自サービス**  
訪問介護、訪問看護および訪問入浴介護の利用料の減額  
通常は1割負担の利用料が、認定を受けることで、訪問介護は3%、訪問看護および訪問入浴介護は週1回分が3%の自己負担で利用できます。

◎訪問看護は、一部減額の対象とならないものがあります。  
◎対象者および利用者負担については別表3および別表4を参照してください。

**生活援助サービスなど**  
一人暮らしや高齢者のみの世帯の方などで、介護保険のサービスを限度額まで利用しても自立した日常生活を営むことが困難な場合、週4回までの生活援助および週4時間までの病院内における付き添い介助を介護保険とほぼ同様の費用負担で利用できます。  
寝たきり高齢者在宅支援入浴サービス  
家族などの介助だけでは入浴ができない方で、家庭に浴室がない場合や感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合に、浴槽を提供して入浴介護するサービスです。介護保険のサービスを限度額まで利用しても週1回の訪問入浴介護サービスが受けられない場合に利用できます。

◎区の独自サービスの認定期間は6月30日(火)までです。現在認定を受けている方の更新については、ご案内などを送付しますので、忘れずに更新の手続きを行ってください。

◎認定証をお持ちでない方の担当ケアマネジャーにご相談の上、申請してください。  
◎詳しくはお問合せください。  
介護保険課介護給付係  
☎(3546)5377

別表1 利用者負担段階と対象者

負担段階	対象者要件
第1段階	生活保護受給者または区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	区民税世帯非課税かつ合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え区民税非課税の方

別表2 施設別、負担段階別の利用者負担限度額

【特別養護老人ホーム、短期入所生活介護】		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	320	420	820
	多床室	0	370	370
食費		300	390	650

  

【介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護】		利用者負担限度額(円/日)		
		第1段階	第2段階	第3段階
居住費	ユニット型個室	820	820	1,310
	ユニット型準個室	490	490	1,310
	従来型個室	490	490	1,310
	多床室	0	370	370
食費		300	390	650

別表3 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額の対象者

対象者要件
世帯の主たる生計中心者の平成26年分の所得税が非課税かつ本人の所得が446,400円以下

別表4 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護の利用料減額後の利用者負担

サービスの種類	利用者負担
訪問介護	利用料の3%
訪問看護	週1回分の利用料の3%
訪問入浴介護	

## 「区長への手紙」から

区民の皆さんからの意見・要望・提案などをお聴きする「区長への手紙」を存じですか。区施設のカウンターに備えてある広聴はがきのほかEメール・広聴ファクス・投書箱でも受け付けています。

なお、お寄せいただいた内容を具体的に聴き取る場合もありませんので、連絡先・氏名の記入をお願いします。

ここで、平成26年度後半に寄せられた「区長への手紙」の中から、いくつかをご紹介します。

- Q** 家に風呂がないため銭湯を利用しています。仕事が終わるのが早いわけではなく、徒歩で行ける距離にある銭湯がないと不便です。人形町の銭湯廃業に関して何か対策をとってください。
- A** 公衆浴場を取り巻く状況は、利用者の減少や施設の老朽化など経営状況はますます厳しくなっています。区では施設・設備の修繕費のほか燃料費の助成や利用促進事業を行っています。今後もさまざまな支援に取り組む経営安定化に努めます。(10月投書)
- Q** 防災スピーカーは、戻した際に聞こえが悪いことを伝え済みですが、その後どのような検討を行っていますか。具体的な音圧レベルの基準を示してください。防災ラジオの補助制限も再考願います。
- A** 音声の到達レベル調査を行い、平成24年度実施の調査と比較しました。若干の差異はあるものの聞こえやすさの目安となる明瞭度は十分満たしています。緊急告知ラジオは、ラジオの頒布状況などを勘案しながら頒布条件の変更について検討していきます。
- Q** 子どもを連れて外を歩くようになり、歩道での自転車の危険さをいつも感じています。勝鬨橋で自転車にひかれそうになることもたびたびあります。せめて橋の上だけでも自転車は降りて通るといった決まりを作ってもらえませんか。
- A** 自転車は車道通行が原則です。勝鬨橋の歩道は、自転車の通行が認められていますが、車道側を徐行し、歩行者が優先です。区では、関係機関と連携し、ルールの周知に努めるとともに、道路管理者である都に安全対策を要請します。(11月投書)
- Q** 平成26年度敬老大会の観劇招待は96歳では一人での観劇が困難で断念しました。平成27年度は付き添いを認めていただきたくお願いいたします。
- A** 敬老大会の対象者増加のため平成26年度から90歳以上の方の介助者の座席確保ができなくなり、今後も高齢者人口の増加が見込まれているため難しい状況です。なお、介助者には場外でお待ちいただける場を設けてありますので、ご利用ください。(11月投書)
- このほかにも、保育園の利用に関するものや屋外の喫煙に関するものなど、さまざまなご意見ご要望がありました。なお、区の事業以外のものは個人情報保護の観点から本人の了解を得て、都や警察署などの担当機関に対応依頼します。
- ※意見などの送付(問合せ)先  
〒104-8404  
中央区築地1-1-1  
広報課広聴係  
☎(3546)5222  
☎(3546)2095  
FAX(3546)2095

凡例  
問合わせ(申込先)  
HP ホームページアドレス  
Eメールアドレス